

令和 7 年 11 月版
(令和 6 年 11 月改訂)

原子力損害賠償事例集

第 1 部
(参考事例一覧)
【単年版】

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 当センターは、当センターにおける職務上の資料とし、併せて、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断に資する目的で、これまでの和解成立事例を整理し、公表してきている。

当センターは、令和2年5月、令和2年5月版原子力損害賠償事例集（以下「令和2年版事例集」といい、他の事例集についても事例集の公表年を用いて同様に略称する。）を公表し、その後、令和3年5月、令和4年6月、令和5年6月及び令和6年11月にも、それぞれ事例集を公表している。

今般、令和6年版事例集に掲載された和解成立事例の公表時点以降に公表された和解成立事例（具体的には公表番号2032から2095まで）を収録した令和7年版の事例集を公表することとする。

なお、これらの事例集に収録された和解成立事例は、個別の事案における具体的な事情を前提とするものであるから、当該事案の具体的な事情を離れて、和解の内容やその考え方を一般化することは適切ではない。

2 本事例集は、以下に記載する二部構成としていることはこれまでの事例集と同様であるが、本事例集の第1部については、令和6年版事例集以降に公表された公表番号2032から2095までの和解成立事例のみを取りまとめた「単年版」と、令和2年版事例集から令和6年版事例集までに掲載された全ての公表事例に令和7年版事例集掲載の公表事例を加えて取りまとめた「統合版」を用意した。

① 第1部

中間指針の第五次追補まで及び総括基準の損害項目ごとに関連する事案の損害項目を、公表の際の「事案の概要」を参考に対象となる損害項目、期間等をできるだけ明示して一覧できるようにしている。

「単年版」では、令和6年版事例集掲載の和解成立事例の公表時点以降に公表された和解成立事例のみを追補として紹介する形式をとっている。これにより、近年に和解が成立し、公表された事案に限ってその概要を閲覧・検索することができる。

「統合版」では、令和2年版事例集から令和6年版事例集までに掲載されたもの（これらは、令和6年版事例集の第1部に全て掲載されている。）も再掲したうえで、公表番号2032から2095までの和解成立事例を収録して全体を一覧できるようにした。中間指針等の整理や項目冒頭の補足説明等の記載も再掲したうえで、何年版の事例集から掲載したかは各紹介箇所の冒頭に明記した。令和7年版事例集において新たに掲載した公表事例については、その旨明記するとともに、太字かつ網掛けで表記することとした。

紹介箇所に関して、厳密な分類にこだわらず、重複をいとわず当該項目に関連する事案を参照できるようにしているという編集方針は踏襲している。

ホームページによる和解契約書の公表の際には公表番号とともに事案の概要に関する紹介文を設けているが、本事例集でもこの公表番号を利用し、公表番号に続けて、後述の各事例の個票における各損害項目の解説の番号を「※●」として掲記し、「公表番号●●●●※●」などとして紹介している。これも従前の編集方針のとおりである。

② 第2部

各事例の内容を分析し、個票として取りまとめたものであり、従前の事例集の追補というこれまでの編集方針から変更はない。

各個票には、まず、「1 事案の概要」として、公表番号、公表の際の事案の概要、第1部における紹介箇所を明示した。ここでの事案の概要は、原則としてホームページによる和解契約書の公表の際の紹介文によっている。

次に、「2 基本情報」において、当該事例の申立日及び全部和解成立日並びに申立人の事故時住所、人数、弁護士代理の有無及び損害類型を記載した。なお、人数は申立時の人数であり、その後、和解契約の締結等によって終局するまでの間に申立人の追加があった場合には、かかる追加が反映されているものではない。

「3 和解の概要」においては、申立人ごとに、和解により賠償の対象となった各損害項目について、和解の種類、細目、和解金額、対象期間等を記載し、集計した。契約書上に表示されている詳細な和解項目等についてはホームページ上で公表されている和解契約書も併せて参照されたい。その上で、特に中心的な論点に係る損害項目については、申立ての内容、東京電力の対応、パネルの判断等を記録上読み取れる範囲ではあるが補足し、併せて対象となる中間指針の適用関係等も指摘している。集団申立事案等については集団全体の概要も理解できるように工夫した。これらの記載のうちパネルの考え方に関する部分は、編集者の判断において記述したものであり、当該案件を担当したパネルの実際の考え方を確認して記述したものではないことに留意されたい。

3 中間指針第五次追補の策定以降も当センターの和解仲介手続は継続して利用され、中間指針第五次追補に基づく、または、その趣旨を踏まえた和解成立事例は着実に積み上がっている。また、本事例集においては、A L P S 处理水の海洋放出に関連する和解公表事例2件も収録されている（公表番号2092及び2095）。当センターとしては、中間指針の趣旨を踏まえ、個別具体的な事情を正確に把握した上で、被害の実情に合った和解を実現させることで、適切かつ迅速に被害者を救済することに、引き続き全力を尽くす所存であることに些かの変わりもない。

なお、公表された和解成立事例は、当センターの仲介委員及び調査官による原子力損害賠償紛争の解決に向けての地道な努力の結果であり、各事例集が、原子力損害の被害者による当センターの利用に資することを期待する次第である。

目次

第 1 避難指示等に係る損害	10
1 対象区域（中間指針第3・第二次追補第2の1(1))	10
中間指針等の整理	10
2 避難等対象者（中間指針第3〔避難等対象者〕）	10
(1) 中間指針等の整理	10
(2) 当該指針に関する和解事例	10
ア 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者	10
イ 事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者	11
3 検査費用（人）（中間指針第3の1）	11
(1) 中間指針等の整理	11
(2) 当該指針に関する和解事例	11
4 避難費用（中間指針第3の2・第二次追補第2の1・第四次追補第2、第五次追補第2の2）	11
(1) 中間指針等の整理	11
(2) 当該指針に関する和解事例	11
ア 避難費用	11
(ア) 交通費、家財道具移動費用	11
(イ) 宿泊費等	12
(ウ) その他生活費増加費用	12
イ 損害額の算定	12
(ア) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等	12
(イ) その他生活費増加費用	12
ウ 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用	13
5 一時立入費用（中間指針第3の3）	14
(1) 中間指針等の整理	14
(2) 当該指針に関する和解事例	14
6 帰宅費用（中間指針第3の4）	14
(1) 中間指針等の整理	14
(2) 当該指針に関する和解事例	14
7 生命・身体的損害（中間指針第3の5）	14

(1) 中間指針等の整理.....	14
(2) 当該指針に関する和解事例.....	14
ア 避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害.....	14
(ア) 逸失利益.....	14
(イ) 治療費、薬代.....	14
(ウ) 精神的損害.....	14
(エ) その他.....	15
イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用 ..	15
ウ その他生命・身体的損害に関する事例.....	15
8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の1、第五次追補第2の2、第五次追補第2の4）	15
(1) 中間指針等の整理.....	15
(2) 当該指針に関する和解事例.....	15
ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料.....	15
イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について.....	16
ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について	17
(ア) 第五次追補策定前における増額事例.....	17
a 要介護状態にあること	17
b 身体または精神の障害があること	17
c 重度または中程度の持病があること	17
d 上記 (a から c まで) の者の介護を恒常的に行つたこと	17
e 懐妊中であること	17
f 乳幼児の世話を恒常的に行つたこと	17
g 家族の別離、二重生活等が生じたこと	17
h 避難所の移動回数が多かったこと	17
i 上記 a から h まで以外の事由に基づく増額事例.....	17
(イ) 第五次追補策定以降における増額事例.....	17
① 要介護状態にあること	17
② 身体又は精神の障害があること	18
③ ①又は②の者の介護を恒常的に行つたこと	18
④ 乳幼児の世話を恒常的に行つたこと	19
⑤ 妊娠中であること	20

⑥ 重度又は中等度の持病があること	20
⑦ ⑥の者の介護を恒常に起こったこと	21
⑧ 家族の別離、二重生活等が生じたこと	21
⑨ 避難所の移動回数が多かったこと	23
⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと	23
(ウ) 第四次追補の慰謝料	23
工 賠償期間について	23
(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例	23
(イ) (ア)以外の避難終了が問題となった事例	24
(ウ) その他	24
才 屋内退避者・滞在者の損害額	24
(ア) 屋内退避者に関するもの	24
(イ) 滞在者に関するもの	24
力 その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11））	24
8の2 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）	24
(1) 中間指針等の整理	25
(2) 当該指針に関する和解事例	25
8の3 生活基盤喪失・変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	27
(1) 中間指針等の整理	27
(2) 当該指針に関する和解事例	27
8の4 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害（中間指針第五次追補第2の3）	33
(1) 中間指針等の整理	33
(2) 当該指針に関する和解事例	33
9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2）	33
(1) 中間指針等の整理	33
(2) 当該指針に関する和解事例	33
ア 避難指示等に伴う逸失利益	33
(ア) 農林水産業	33

(イ) 製造業・加工業.....	33
(ウ) 販売業.....	33
(エ) 建設業.....	33
(オ) 不動産業.....	33
(カ) 医療業.....	33
(キ) 観光業.....	34
(ク) サービス業.....	34
(ケ) その他.....	34
イ 避難指示等に伴う追加的費用.....	34
(ア) 従業員に係る追加的な経費.....	34
(イ) 商品や営業資産の廃棄費用.....	34
(ウ) 除染費用等.....	34
(エ) 事業拠点の移転費用.....	34
(オ) 営業資産の移動・保管費用.....	34
(カ) その他追加的費用.....	34
ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用.....	34
(ア) 避難指示区域（警戒区域及計画的避難区域）.....	34
(イ) 緊急時避難準備区域.....	34
(ウ) その他避難区域.....	34
エ 廃業損害.....	34
オ その他.....	34
(ア) 営業損害の終期.....	34
(イ) 特別の努力・中間収入の非控除.....	34
(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法.....	35
a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例.....	35
b 平成23年度以降に增收増益の蓋然性が認められる場合	35
c 営業開始直後・開業準備中であったなどにより事故前の営業実績等がない場合.....	35
d その他.....	35
(エ) その他（事故前の投下資本の回収不能等）.....	35
10 就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3）.....	35

(1) 中間指針等の整理.....	35
(2) 当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）.....	35
ア 減収分.....	35
(ア) 雇用継続.....	35
(イ) 解雇その他の離職（未就労）.....	35
(ウ) 解雇その他の離職（再就職）.....	35
イ 追加的費用.....	36
ウ その他.....	36
(ア) 就労予定者.....	36
(イ) 退職金差額.....	36
(ウ) 帰還に伴う就労不能.....	36
(エ) 特別の努力・中間収入の非控除.....	36
(オ) その他.....	36
1 1 検査費用（物）（中間指針第3の9）.....	36
(1) 中間指針等の整理.....	36
(2) 当該指針等に関する和解事例.....	36
1 2 財物価値の喪失又は減少等（中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2）.....	36
(1) 中間指針等の整理.....	36
(2) 当該指針等に関する和解事例.....	36
ア 管理不能等.....	36
(ア) 価値喪失又は減少分.....	36
(イ) 追加的費用.....	36
イ 放射性物質曝露等.....	37
(ア) 価値喪失又は減少分.....	37
(イ) 追加的費用.....	37
ウ 価値喪失又は減少の予防費用.....	37
エ 不動産.....	37
(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率.....	37
(イ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）.....	37
(ウ) 借地権.....	37
(エ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、	

その他)	37
(オ) 住居確保損害	38
(カ) 事業用不動産	38
才 動産	38
(ア) 家財	38
(イ) その他個人用動産	38
(ウ) 事業用動産	38
力 その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）	
.....	38
第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第4）	38
1 中間指針等の整理	39
2 当該指針等に関する和解事例	39
第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）	39
1 中間指針等の整理	39
2 当該指針等に関する和解事例	39
(1) 営業損害	39
ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分	39
イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用	39
ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用	39
エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用	39
(2) 就労不能損害	39
(3) 検査費用	39
第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）	40
1 中間指針等の整理	40
2 当該指針等に関する和解事例	40
第5 いわゆる風評被害について（中間指針第7）	40
1 一般的基準（中間指針第7の1）	40
(1) 中間指針等の整理	40
(2) 当該指針等に関する和解事例	40
2 農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追	

補)	40
(1) 中間指針等の整理.....	40
(2) 当該指針等に関する和解事例.....	40
ア 福島県内.....	40
イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県.....	40
ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	40
3 観光業の風評被害（中間指針第7の3）	40
(1) 中間指針等の整理.....	40
(2) 当該指針等に関する和解事例.....	40
ア 福島県内.....	40
イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県.....	40
ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	41
4 製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4）	41
(1) 中間指針等の整理.....	41
(2) 当該指針等に関する和解事例.....	41
ア 福島県内.....	41
イ 福島県外.....	41
5 輸出に係る風評被害（中間指針第7の5）	42
(1) 中間指針等の整理.....	42
(2) 当該指針等に関する和解事例.....	42
ア 福島県内.....	42
イ 福島県外.....	42
6 その他風評被害	42
(1) 中間指針等の整理.....	42
(2) 当該指針等に関する和解事例.....	42
ア 福島県内.....	42
イ 福島県外.....	42
第6 いわゆる間接被害（中間指針第8）	42
1 中間指針等の整理.....	42
2 当該指針等に関する和解事例.....	42
第7 放射線被曝による損害（中間指針第9）	43
1 中間指針等の整理.....	43
2 当該指針に関する和解事例.....	43
第8 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第	

10の1)	43
1 中間指針等の整理	43
2 当該指針に関する和解事例	43
第9 地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2） ..	44
1 中間指針等の整理	44
2 当該指針等に関する和解事例	44
(1) 財物損害	44
(2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害 ..	44
(3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用 ..	44
(4) それ以外の損害	44
ア 測定経費	44
イ 機器購入費	44
ウ 除染費用	44
エ 広告費用	44
オ 旅費・交通費	44
カ 人件費	44
キ その他損害	44
第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3、第五次追補第3）	44
1 中間指針等の整理	44
2 当該指針等に関する和解事例	44
(1) 対象区域	44
(2) 対象者	45
(3) 損害項目	45
ア 避難及び帰宅に要した移動費用	45
イ 生活費増加費用	45
ウー1 精神的損害（第五次追補策定前）	46
ウー2 精神的損害（第五次追補策定以降）	46
エ 生命・身体的損害	47
オ 除染費用	47
カ 財物損害	47
キ 就労不能損害	47
ク 避難雑費	47
ケ その他損害	47

(4) その他論点	47
第11 その他	48
1 除染費用（中間指針第二次追補第4）	48
(1) 中間指針等の整理	48
(2) 当該指針等に関する和解事例	48
ア 避難等対象区域に係る事例	48
イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例	48
2 弁護士費用	48
(1) 中間指針等の整理	48
(2) 当該指針等に関する和解事例	48
3 遅延損害金	49
(1) 中間指針等の整理	49
(2) 当該指針等に関する和解事例	49
4 立証方法等（集団案件含む。）	49
(1) 中間指針等の整理	49
(2) 当該指針等に関する和解事例	49

第1 避難指示等に係る損害

1 対象区域（中間指針第3・第二次追補第2の1(1)）

中間指針等の整理

2 避難等対象者（中間指針第3【避難等対象者】）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針に関する和解事例

ア 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者

【公表番号2035※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子2名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、それぞれ、平成26年6月分から平成30年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた（直接請求手続及び前件申立てにおいて平成26年5月分までは賠償済み）事例

【公表番号2054※1】 原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成23年3月12日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年4月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時20歳）について、日常生活阻害慰謝料合計24万円（同年3月及び4月分）が賠償された事例

【公表番号2055※1】 原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて平成24年8月から平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料として月額5万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の5割として算定。）の賠償が認められた事例

【公表番号2062※1】 原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成23年4月から県外の大学に進学した申立人について、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間（平成23年5月から平成24年8月まで）に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（2割5分）に認定した額（平成23年3月から平成24年8月までの合計は62万円。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号2071※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、いずれも障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できることを考慮して、出生した月（申立人長男は平成26年7月、申立人長女は平成28年7月）から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として各自月額13万円の賠償が認められた事例

【公表番号2074※4】 福島県外に居住していたが、原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に滞在していた申立人について、原発事故により避難所を含めた避難を余儀なくされたとして、平成23年3月につき日常生活阻害慰謝料12万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2090※3】 関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当时23歳）について、大学に進学する以前の約19年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年3月（大学を卒業した月）まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例

イ 事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者

【公表番号 2046※1、※2、※3、※4】 原発事故時は海外赴任中であり、平成23年6月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年6月から同年12月までの日常生活阻害慰謝料55万円（単身で再避難先に移った後は月額5万円として算定）及び一時立入費用等のほか、生活基盤変容慰謝料25万円（中間指針第五次追補の定める目安額の1割）、自主的避難等に係る損害15万円（同目安額の約9分の7）等が賠償された事例

【公表番号 2060※1】 原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人について、大学進学までは帰還困難区域（富岡町）所在の実家で家族と一緒に暮らし、大学進学後も長期休暇の際に帰省していたこと、大学卒業後も福島県内に戻り就職していること等を考慮し、帰還困難区域からの避難者に準じて、中間指針第五次追補第2の2に基づく生活基盤喪失に基づく精神的損害の目安額の3割（210万円）及び申立人の原発事故後の在学期間である平成23年3月から平成25年3月まで中間指針の目安額の12分の1である月額8333円の日常生活阻害慰謝料がそれぞれ賠償されるなどした事例

【公表番号 2079※1】 関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人（原発事故当时19歳）について、大学に進学するまでの約18年間、居住制限区域（富岡町）内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額250万円の4割に当たる100万円の賠償が認められた事例

3 検査費用（人）（中間指針第3の1）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針に関する和解事例

4 避難費用（中間指針第3の2・第二次追補第2の1・第四次追補第2、第五次追補第2の2）

- (1) 中間指針等の整理
 - (2) 当該指針に関する和解事例
- ア 避難費用
- (ア) 交通費、家財道具移動費用

(イ) 宿泊費等

(ウ) その他生活費増加費用

【公表番号 2051※1、※2、※3】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあつた申立人子の学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成23年10月から平成24年3月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額10万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成23年4月から平成24年3月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2051※4】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2058※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、所有する畠で野菜を栽培し自家消費していたものの、原発事故により作付けができなくなり、平成28年末に行政による農地除染がなされるまでその状態が継続したこと及び除染後も直ちに原発事故前と同等に栽培ができるわけではないことを考慮して、平成27年及び平成28年につき年額8万4000円、平成29年についてはその8割である年額6万7200円の生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例（平成26年分までは支払済み）

【公表番号 2063※6】 原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら家族について、避難に伴う家族別離が生じたことによって発生または増加した家族間移動費用、ガス代、灯油代、電話代、新聞代及びNHK受信料の賠償が認められたほか、飯舘村の自宅の石油タンクのレバーの修理費用、申立人父の避難先住宅に関する、直接請求手続で賠償された家賃以外の敷金、保証金、共益費及び駐車場代の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2078※1、2】 帰還困難区域（浪江町）から川俣町に避難した家族（申立人父及び長男ら）について、申立人父が、通勤に利用している道路が冬季は雪の影響で封鎖されるなどして避難先から南相馬市の勤務先までの通勤が困難であったため、平成24年2月、単身で同市の仮設住宅に転居したこと、申立人父が、平成30年8月下旬、同市の仮設住宅から同市の復興住宅に転居し、同年9月分から復興住宅の賃料を支払うようになったが、復興住宅に転居した当時、勤務先を定年退職となるまで残り数年であり、再就職も難しかったため、同市にとどまらざるを得なかったこと等を考慮し、避難費用として、平成30年9月分から令和3年1月（申立人父が勤務先を退職するとともに復興住宅を退去し、家族との同居を再開した月）分までの復興住宅の賃料及び平成30年4月から令和3年1月までの家族間交通費（ただし、いずれも原発事故による影響割合を3割として算定した額）の賠償を認めた事例

イ 損害額の算定

- (ア) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等
- (イ) その他生活費増加費用

ウ 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用

【公表番号 2051※1、※2、※3】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあつた申立人子の学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成23年10月から平成24年3月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額10万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成23年4月から平成24年3月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2051※4】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例

5 一時立入費用（中間指針第3の3）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針に関する和解事例

6 帰宅費用（中間指針第3の4）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針に関する和解事例

7 生命・身体的損害（中間指針第3の5）

- (1) 中間指針等の整理

- (2) 当該指針に関する和解事例

ア 避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害

(ア) 逸失利益

【公表番号2059※1】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を1割として、死亡慰謝料200万円、葬儀費用15万円及び逸失利益（死亡時80歳代。公的年金を基礎収入とし、生活費控除率を6割、余命8年間とするライフニッツ係数を乗じて算定した額の1割。）の賠償が認められるなどした事例

(イ) 治療費、薬代

(ウ) 精神的損害

a 死亡慰謝料を含む事例

【公表番号2059※1】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を1割として、死亡慰謝料200万円、葬儀費用15万円及び逸失利益（死亡時80歳代。公的年金を基礎収入とし、生活費控除率を6割、余命8年間とするライフニッツ係数を乗じて算定した額の1割。）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2083※1】身体障害等級1級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時80歳代の被相続人（申立人が相続）について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされて上記障害等が悪化し、肺炎を繰り返し発症して平成23年12月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を5割とした死亡慰謝料1000万円（近親者慰謝料を含む。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるなどした事例

b 死亡慰謝料を含む事例以外の事例

(イ) その他

【公表番号 2059※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を1割として、死亡慰謝料200万円、葬儀費用15万円及び逸失利益（死亡時80歳代。公的年金を基礎収入とし、生活費控除率を6割、余命8年間とするライブニッツ係数を乗じて算定した額の1割。）の賠償が認められたなどした事例

イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用

ウ その他生命・身体的損害に関する事例

8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の1、第五次追補第2の2、第五次追補第2の4）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針に関する和解事例

ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料

【公表番号 2035※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子2名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、それぞれ、平成26年6月分から平成30年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた（直接請求手続及び前件申立てにおいて平成26年5月分までは賠償済み）事例

【公表番号 2044※1】 東京電力の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮（大熊町）から避難した申立人について、平成23年9月に仮設社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域（浪江町）の実家で生まれ育ったこと、東京電力への就職を機に社員寮に入居したものの、1年から2年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、平成23年3月分から平成30年3月分まで（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安期間）の日常生活阻害慰謝料合計852万円の賠償が認められた事例

【公表番号 2046※1】 原発事故時は海外赴任中であり、平成23年6月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年6月から同年12月までの日常生活阻害慰謝料55万円（単身で再避難先に移った後は月額5万円として算定）が賠償された事例

【公表番号 2052※1】 原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時1歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料合計22万円（平成23年3月及び4月分）の賠償が認められた事例

【公表番号 2054※1】 原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成23年3月12日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年4月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時2歳）について、日常生活阻害慰謝料合計24万円（同年3月及び4月分）が賠償された事例

【公表番号 2055※1】 原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて平成24年8月から平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料として月額5万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の5割として算定。）の賠償が認められた事例

【公表番号 2060※1】 原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人について、大学進学までは帰還困難区域（富岡町）所在の実家で家族と一緒に暮らし、大学進学後も長期休暇の際に帰省していたこと、大学卒業後も福島県内に戻り就職していること等を考慮し、帰還困難区域からの避難者に準じて、中間指針第五次追補第2の2に基づく生活基盤喪失に基づく精神的損害の目安額の3割（210万円）及び申立人の原発事故後の在学期間である平成23年3月から平成25年3月まで中間指針の目安額の12分の1である月額8333円の日常生活阻害慰謝料がそれぞれ賠償されるなどした事例

【公表番号 2062※1】 原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成23年4月から県外の大学に進学した申立人について、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間（平成23年5月から平成24年8月まで）に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（2割5分）に認定した額（平成23年3月から平成24年8月までの合計は62万円。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号 2071※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、いずれも障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できることを考慮して、出生した月（申立人長男は平成26年7月、申立人長女は平成28年7月）から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として各自月額13万円の賠償が認められた事例

【公表番号 2074※4】 福島県外に居住していたが、原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に滞在していた申立人について、原発事故により避難所を含めた避難を余儀なくされたとして、平成23年3月につき日常生活阻害慰謝料12万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2090※3】 関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時23歳）について、大学に進学する以前の約19年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年3月（大学を卒業した月）まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例

イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について

ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について

(ア) 第五次追補策定前における増額事例

- a 要介護状態にあること
- b 身体または精神の障害があること
- c 重度または中程度の持病があること
- d 上記 (a から c まで) の者の介護を恒常的に行つたこと
- e 懐妊中であること
- f 乳幼児の世話を恒常的に行つたこと
- g 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- h 避難所の移動回数が多かったこと
- i 上記 a から h まで以外の事由に基づく増額事例

(イ) 第五次追補策定以降における増額事例

① 要介護状態にあること

【公表番号 2033※3】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、平成23年10月から被相続人が逝去した月までの避難継続を認め、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、上記期間につき月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号 2038※2、※3】 避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月6割から10割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額3万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2073※5、8】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となつたことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかつたことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担つていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかつたことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成24年8月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があつたとして、被相続人父について平成24年9月から平成26年5月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成24年9月から平成26年12月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活があつたことや家族別離があつたことで困難があつたことを考慮して、平成23年3月から平成26年5月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担つていたこと、目の持病があつたこと及び家族別離があつたことで困難があつたことを考慮して、平成23年3月から平成26年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号 2083※3】 原発事故当時居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた被相続人（申立人が相続）について、要介護（かつ身体障害等級1級）の状態で避難をしていたことから、要介護状態を理由として、平成23年3月から被相続人が逝去した同年12月まで月額6万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続での既払金月額2万円を控除。）の賠償が認められるなどした事例

② 身体又は精神の障害があること

【公表番号 2057※5】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父及び子（原発事故当時2歳の二男）について、それぞれ発達障害を有していたことなどから、平成23年3月から平成26年9月まで月額合計4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号 2071※2、※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、いずれも障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できることを考慮して、出生した月（申立人長男は平成26年7月、申立人長女は平成28年7月）から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として各自月額13万円の賠償が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号 2038※2、※3】 避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月6割から10割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額3万円）の賠償が認められるなどした事例

③ ①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと

【公表番号 2034※2】 居住制限区域（南相馬市小高区）から同居していた申立外母（原発事故時89歳。心臓機能障害におけるペースメーカーを装着していることから身体障害等級1級の認定を受けている。）とともに避難した申立人夫婦のうち、申立外母の介護を行った妻について、日常生活阻害慰謝料の介護による増額分185万円（平成23年3月から平成30年3月まで）から、直接請求手続における既払金71万円を控除した金額の賠償が認められた事例

【公表番号 2073※5、8】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成24年8月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成24年9月から平成26年5月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成24年9月

から平成26年12月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年5月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

④ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

【公表番号2040※4】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、乳幼児を含む子3名）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児（末子）を連れての避難であったこと等を考慮して、末子が小学校に入学するまでの期間（平成23年3月～平成28年3月）につき月額3万円が賠償されるなどした事例

【公表番号2052※1】 原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時1歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行っていたことにより合計6万円（平成23年3月及び4月分）の賠償が認められた事例

【公表番号2057※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父母及び子2名（原発事故当時4歳の長男及び2歳の二男）について、申立人父が会津若松市に避難する申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成24年3月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年9月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成26年9月まで各自月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められ、また、申立人母が乳幼児である申立人長男及び二男の世話を恒常的に行つたことを考慮し、平成23年3月から平成26年9月まで月額合計1万円ないし4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号2049※6】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額3万円、申立人妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金90万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子1名につき事情に応じて各月額3万円又は1万円として算定した額（合計438万円。なお、第二子については持病を有していたことを考慮して満3歳以上小学校就学前の期間も月額3万円として算定）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2071※4】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、いずれも原発事故後に出生した乳幼児であり、障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できる申立人長男及び長女の世話をしたことを考慮して月額3万円ないし7万円の賠償が認められた事例

⑤ 妊娠中であること

【公表番号 2049※6】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額3万円、申立人妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金90万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子1名につき事情に応じて各月額3万円又は1万円として算定した額（合計438万円。なお、第二子については持病を有していたことを考慮して満3歳以上小学校就学前の期間も月額3万円として算定）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2052※1】 原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時1歳）を連れて滞在していた申立人母について、原発事故当時に妊娠中であったことにより30万円（一時金）の賠償が認められた事例

【公表事例 2069※4】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人妻について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故時、申立人長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車等で東京都に避難せざるを得なかつたこと等を考慮して40万円（中間指針第五次追補の目安額30万円から10万円増額）の賠償が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

⑥ 重度又は中等度の持病があること

【公表番号 2043※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかつた申立人の亡父（平成24年5月死去。申立人が相続。）及び申立人について、亡父については、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成23年3月から平成24年5月まで月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人については、亡父の介護を恒常的に行つたことを考慮して上記期間につき月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例

【公表番号 2059※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したなどの事情を踏まえ、病気発覚後の期間につき重度の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2073※5、8】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となつたことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかつたことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担つていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかつたことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成24年8月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があつたとして、被相続人父について平成24年9月から平成26年5月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成24年9月から平成26年12月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活があつたことや家族別離があつたこ

とで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年5月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号2085※1】避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、重度又は中程度の持病があることによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、月額各3万円（申立人夫は平成23年4月から平成30年3月まで、申立人妻は平成23年3月から平成30年3月まで）の賠償が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号2038※2、※3】避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月6割から10割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額3万円）の賠償が認められるなどした事例

⑦ ⑥の者の介護を恒常的に起こったこと

【公表番号2043※1】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成24年5月死去。申立人が相続。）及び申立人について、亡父については、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成23年3月から平成24年5月まで月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人については、亡父の介護を恒常的に行なったことを考慮して上記期間につき月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

⑧ 家族の別離、二重生活等が生じたこと

【公表番号2040※4】帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、乳幼児を含む子3名）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故が原因で、第一子が避難先の学校でいじめを受け県外の中学及び高校（全寮制）に進学したことや、父が転勤したことによって、家族別離が生じたことを考慮して、別離期間（平成23年3月～同年4月及び平成25年5月～同年11月）につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額が賠償されるなどした事例

【公表番号2047※6】避難指示解除準備区域（浪江町）において3世代（祖父母、父母及び子2名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。）で同居していた家族について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計170万5000円（対象期間は平成23年3月から平成29年6月まで）の賠償が認められた事例

【公表番号2049※6】避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離につき月額3万円、申立人妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金90万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子1名につき事情に応じて各月額3万円又は1

万円として算定した額（合計438万円。なお、第二子については持病を有していたことを考慮して満3歳以上小学校就学前の期間も月額3万円として算定）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2051※1、※2、※3】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成23年10月から平成24年3月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額10万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成23年4月から平成24年3月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2072※6】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男）に関し、避難によって申立人妻の母とその他の申立人らが別離した期間があったことから、申立人妻及び妻の母について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、別離期間につきそれぞれ月額3万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2073※5、8】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成24年8月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成24年9月から平成26年5月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成24年9月から平成26年12月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年5月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号2033※3】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、平成23年10月から被相続人が逝去した月までの避難継続を認め、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、上記期間につき月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2038※2、※3】 避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月6割から10割に漸増。ただし既払金を控除した額。）、並びに、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額3万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2057※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人子2名（原発事故当時4歳の長男及び2歳の二男）について、申立人父との家族別離が生じたことを

考慮し、平成23年3月から平成24年3月まで月額合計6万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

⑨ 避難所の移動回数が多かったこと

⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと

(ウ) 第四次追補の慰謝料

エ 賠償期間について

(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例

【公表番号2033※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、原発事故時に入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく、帰還が困難であったことを考慮して、平成23年10月から被相続人が逝去した月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2051※1、※2、※3】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、直接請求手続における支払分以降の平成23年10月から平成24年3月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額10万円及び申立人らの家族間面会交通費、並びに家族別離を理由とする平成23年4月から平成24年3月までの申立人らの日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2057※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父母及び子2名（原発事故当時4歳の長男及び2歳の二男）について、原発事故直後、申立人母及び子2名が福島県外に避難したものの、申立人長男が幼稚園でいじめに遭うなどしたため、平成23年8月に会津若松市へ転居したこと、申立人父が申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成24年3月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年9月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成26年9月まで各自月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

【公表番号2073※5、8】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父が原発事故時入院していた避難区域所在の病院から避難先の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ、避難先で寝たきり状態となったことや南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから自宅に帰還できないまま逝去したこと、同人の妻であり避難先で同人の介護を一定程度担っていた被相続人母もまた被相続人父の状況や自身も目の持病があるなか南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったことから帰還できないまま逝去したこと等を考慮して、平成24年8月までの相当期間経過後も避難を継続すべき特段の事情があったとして、被相続人父について平成24年9月から平成26年

5月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）、被相続人母について平成24年9月から平成26年12月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償が認められるとともに、被相続人父について、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年5月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、被相続人母について、被相続人父の介護を一定程度担っていたこと、目の持病があったこと及び家族別離があったことで困難があったことを考慮して、平成23年3月から平成26年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号2074※1】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、原発事故前に足を骨折し、避難先の病院でリハビリを続けたものの歩行困難な状態であったこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったこと等を考慮して、避難継続の必要性を認め、前回の申立てで賠償済みの期間以降である平成26年10月から平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料月額10万円の賠償が認められるなどした事例

(イ) (ア)以外の避難終了が問題となった事例

(ウ) その他

才 屋内退避者・滞在者の損害額

(ア) 屋内退避者に関するもの

(イ) 滞在者に関するもの

力 その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11））

【公表番号2047※5】避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなつたことから精神的損害（一時金）として5万円の賠償が認められた事例

【公表番号2057※4】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男について、避難先の幼稚園でいじめに遭うなどしたことを考慮し、平成23年3月から平成24年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として10万円（一時金）の賠償が認められた事例

【公表番号2063※4】原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住し、同村内の勤務先にて業務に従事していた申立人父について、他従業員の避難による人手不足の中、原発事故前に担当していなかった内容を含めた業務に従事したこと等から過重かつ長時間の労働を余儀なくされた事情を考慮し、過酷勤務状況で生じた負担についての慰謝料として一時金20万円の賠償が認められるなどした事例

8の2 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針に関する和解事例

【公表番号 2034※1】 居住制限区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦各人について、①過酷避難状況による精神的損害30万円及び②生活基盤変容による精神的損害250万円から、確定判決に基づいて東京電力から支払われていた③避難を余儀なくされた慰謝料150万円及び④故郷変容慰謝料100万円を控除した30万円の賠償が認められた事例

【公表番号 2038※4】 避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、過酷避難状況による精神的損害30万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2049※7】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らのうち、原発事故から6か月以内に出生した第一子について、東京電力プレスリリース（中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償のご案内）に従い、過酷避難状況による精神的損害（30万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2054※2】 原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成23年3月12日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年4月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時20歳）について、避難生活の期間等を考慮し、過酷避難慰謝料15万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円の半額）が賠償された事例

【公表番号 2072※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女）について、過酷避難慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額各30万円の賠償を認めたほか、申立人夫、妻及び長女について、原発事故当時出産のため入院していた申立人妻が、帝王切開により申立人長女を出産したところ、術後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、申立人夫及び出生後間もない申立人長女とともに複数箇所にわたって避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分として、申立人妻及び長女に各30万円、申立人夫に15万円の賠償を認めるなどした事例

【公表番号 2073※6】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父が原発事故時避難区域所在の病院に入院しており、同病院からそのまま避難したことを考慮して、被相続人父の過酷避難状況による精神的損害として30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号 2076※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢者や出産直後の子を含む多人数の親族を伴って各所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円を増額した40万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2077※1】 原発事故後、原発事故前に帰還困難区域（双葉町）内の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転手続を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活していたと認め、過酷避難慰謝料30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号 2083※2】 身体障害等級1級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時80歳代の被相続人（申立人が相続）について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館へ搬送され、床に段ボールを敷いて寝かせられるなどの状態で1週間程度避難生活を送り、その後も慣れない避難先での入院生活を余儀なくされた（平成23年12月に死亡。）などの事情を踏まえ、過酷避難慰謝料60万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円を増額。）の賠償が認められるなどした事例

8の3 生活基盤喪失・変容による精神的損害（中間指針第五次追補 第2の2）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針に関する和解事例

【帰還困難区域及び大熊町・双葉町に係る事例】

【公表番号2077※2】 原発事故後、原発事故前に帰還困難区域（双葉町）内の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転手続を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活しており、生活の本拠は実家住所地にあったと認め、実家住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号2083※4】 帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住していたが、平成19年から居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時80歳代の被相続人（平成23年12月に死亡し、申立人が相続。）について、自宅での居住期間が50年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあったことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分50万円の賠償が認められた事例

【帰還困難区域及び大熊町・双葉町に係る増額事例】

【公表番号2039※4】 帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人亡母（申立人らが相続）について、原発事故時の居住期間（約55年）や年齢（80歳近い）、地域社会等との関わり合い（農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていた。）を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として、70万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2064※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人（申立人らのうち3名が相続）について、原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、地域社会との関わり合い等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として30万円の賠償が認められた事例

【公表番号2081※1】 帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人らのうち1名が相続）について、当該地域で育ち、原発事故当時の居住期間が約70年にわたっていたこと、林業を生業とし、長年にわたって地域に根ざした事業を営んでいたこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として100万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2082※1】 帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人父（申立人母が相続）について、居住期間が70年以上であること、代々続く地域に根ざした商店を営んでいたほか、数十年にわたって社会福祉活動に積極的に取り組み、非常勤の公務員の職も長年務める等、地域の中心的人物として多大な貢献を果たし、地域社会等との関わり合いが非常に強かつたこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として140万円の賠償が認められた事例

【公表番号2083※4】 帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住していたが、平成19年から居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時80歳代の被相続人（平成23年12月に死亡し、申立人が相続。）について、自宅での居住期間が50年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会と

の関わり合いもあったことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分50万円の賠償が認められた事例

【居住制限区域及び避難指示解除準備区域に係る事例】

【公表番号2034※1】 居住制限区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦各人について、①過酷避難状況による精神的損害30万円及び②生活基盤変容による精神的損害250万円から、確定判決に基づいて東京電力から支払われていた③避難を余儀なくされた慰謝料150万円及び④故郷変容慰謝料100万円を控除した30万円の賠償が認められた事例

【公表番号2044※2】 東京電力の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮（大熊町）から避難した申立人について、平成23年9月に仮設社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了し、新たな生活の本拠ができたことから生活基盤変容による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域（浪江町）の実家で生まれ育ったこと、東京電力への就職を機に社員寮に入居したものの、1年から2年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、生活基盤変容による精神的損害250万円（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安額）の賠償が認められた事例

【公表番号2049※8】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らのうち、原発事故後に出生した申立人子らについて、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害（出生月から平成29年3月まで各月額3万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2071※5】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父と地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母（原発事故後に婚姻）との間に原発事故後に出生した申立人長男及び長女について、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害として、出生した月（申立人長男は平成26年7月、申立人長女は平成28年7月）から平成29年3月まで各自月額3万円の賠償が認められた事例

【公表番号2072※2、3】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男）について、申立人夫、妻及び妻の母に生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額各250万円の賠償を認め、申立人子らについて、生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害として、出生から平成29年3月まで月額3万円の賠償を認めたほか、原発事故にごく近接した時期に出生した申立人長女について精神的損害（一時金）の賠償を認める（上記生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害との合計額256万円）などした事例

【公表番号2079※1】 関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人（原発事故当時19歳）について、大学に進学するまでの約18年間、居住制限区域（富岡町）内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額250万円の4割に当たる100万円の賠償が認められた事例

【公表番号2089※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅を離れて海外で単身赴任をしていた申立人（原発事故当時60歳）について、浪江町で生まれ育ち、長年にわたって妻子と共に自宅に居住していたこと、原発事故当時は海外で生活していたものの、平成22年7月から5年間の予定で単身赴任をしていたにすぎず、平成24年3月には避難生活を送っている妻子のために会社を退職して日本に帰国し、避難生活を経て現在は自宅に居住していること等

を考慮し、自宅の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料250万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めた事例

【居住制限区域及び避難指示解除準備区域に係る増額事例】

【公表番号2038※1】避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が80年以上であること、地域社会等との顕著な関わり合い、原発事故に伴う介護サービス休止や親族の避難により被相続人が帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額250万円から250万円増額した500万円の賠償が認められたなどした事例

【公表番号2047※4】避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた亡祖父母について、いずれも、居住期間が約80年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）について各30万円の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号2065※5、※6、※9】居住制限区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（祖母、父母、長女、二女及び長男）及び亡祖父（父が相続）について、生活基盤変容による精神的損害として各250万円（中間指針第五次追補に定める目安額）の賠償がそれぞれ認められるとともに、その増額分として、亡祖父及び祖母につき、いずれも居住期間が約80年であったこと、農業に従事していたこと、地域社会等との関わり合い等を考慮して各50万円の賠償が、父について、居住期間が約55年であったこと、農業に従事しており、同区の自宅に帰還後に農業を再開するも農業の再開あたって多くの苦労があったこと、地域社会との関わり合い等を考慮して30万円の賠償がそれぞれ認められたなどした事例

【公表番号2070※1】避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、約200年続いていた妻の実家（同区所在）を存続させるため、継続的に資金援助をした後、申立人の自宅（福島県外所在）を処分した上で妻の実家を購入し南相馬市小高区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が40年を超えていたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料合計300万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円及びその増額分50万円）の賠償が認められた事例

【公表番号2075※1】避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、当該地域で生まれ育ち、友人・知人とのつながりや趣味・ボランティアの活動範囲も当該地域を中心としたものであったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったことなどを考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として100万円の賠償が認められた事例

【公表番号2085※2】避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫について、居住期間が60年以上にわたっていたこと、自宅兼事務所で建築士事務所等を営み、25年以上の間、浪江町を中心とした地元の顧客を獲得して業務を行っていたほか、種々の地域活動に参加していたなど、地域社会等との関わり合いが強かったことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額250万円から50万円増額した300万円の賠償が認められた事例

【公表番号2086※1】避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父子）の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として、申立人父（原発事故当時70歳代後半）について、富岡町で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に帰宅するなど、生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認められること、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等を考慮して、50万円の賠償が認められ、申立人子（原発事故当時50歳代）について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して40年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、

農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活をしていたこと等を考慮して、25万円の賠償が認められた事例

【緊急時避難準備区域に係る事例】

【公表番号2043※2】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成24年5月死去。申立人が相続。）及び申立人について、生活基盤変容による精神的損害（各50万円）の賠償が認められた事例

【公表番号2062※1】原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成23年4月から県外の大学に進学した申立人について、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間（平成23年5月から平成24年8月まで）に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（2割5分）に認定した額（平成23年3月から平成24年8月までの合計は62万円。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号2090※2】関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時23歳）について、大学に進学する以前の約19年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと、平成24年3月に大学を卒業した後、関東地方で就職したが、平成25年12月に転職して実家に戻り、約9年間、実家に居住していたこと等を考慮し、実家の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料50万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めた事例

【緊急時避難準備区域に係る増額事例】

【公表番号2035※2】原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子2名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域についての目安額50万円から30万円を増額した80万円の賠償を認めた事例

【公表番号2061※2】緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、居住期間が60年以上であったこと、地域社会等との関わり合い、原発事故時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2066※1】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が90年を超えていたこと、地域社会等との関わり合い、自宅に帰還することなく平成23年9月に逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められた事例

【公表番号2067】※2 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人父及び被相続人母について、申立人父が、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が75年を超えていたこと、農業に従事し、行政区の長を務め、地元の消防団員として30年以上活動する（うち4年は団長を務める）などしたこと、被相続人母が、申立人父との結婚を機に南相馬市原町区に転居し、原発事故当時の居住期間が55年を超えていたこと、申立人父と共に農業に従事し、地域の会合に積極的に参加して地域社会や住民らと交流していたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料の増額分合計30万円の賠償が認められた事例

【公表番号 2073※7、9】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父の南相馬市原町区における居住期間が約60年にわたっていたこと、地域社会との関わり合い、原発事故時に入院していた病院から遠方の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮して、被相続人父の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償が認められ、被相続人母の南相馬市原町区における居住期間が約70年にわたっていたこと、教員時代の教え子との交流等による地域社会との関わり合い等を考慮して、被相続人母の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償が認められた事例

【公表番号 2074※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、原発事故当時の年齢（80歳代）、居住期間（約65年）、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2084※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母、申立人及び申立外2名が相続）について、先祖代々続く実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、行政区長や漁業組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円。以下同じ。）の増額分を20万円と認め、また、被相続人父と同居していた被相続人母（申立人及び申立外2名が相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、被相続人父の両親が営んでいた農業に従事し、農業を通じて地域住民との交流を深めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分を20万円と認め、被相続人父母の上記各損害につき申立人の法定相続分に応じた賠償が認められた事例

【公表番号 2091※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人（原発事故当時68歳）について、居住期間が約45年にわたっていたことのほか、同区において仕事をしていたこと、隣組に加入して地域住民との交流があり、同区に友人がいたこと等の地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分10万円の賠償等が認められた事例

【公表番号 2093※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が60年以上にわたっていたこと、農林業を営んでいたほか、地域の各種団体の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償が認められた事例

【公表番号 2094※2、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母について、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、亡父（申立人母の夫）の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として30万円の賠償が認められ、申立人母と同居していた申立人妻について、原発事故当時の居住期間が40年程度にわたっていたこと、申立人夫の営んでいた農林業を手伝っていたほか、PTAや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として10万円の賠償が認められるなどした事例

【その他の事例】

【公表番号 2046※1】 原発事故時は海外赴任中であり、平成23年6月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを考慮して、生活基盤変容慰謝料25万円（中間指針第五次追補の定める目安額の1割）が賠償された事例

【公表番号 2055※2】 原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域の目安額50万円が賠償された事例

【公表番号 2060※1】 原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人について、大学進学までは帰還困難区域（富岡町）所在の実家で家族と一緒に暮らし、大学進学後も長期休暇の際に帰省していたこと、大学卒業後も福島県内に戻り就職していること等を考慮し、帰還困難区域からの避難者に準じて、中間指針第五次追補第2の2に基づく生活基盤喪失に基づく精神的損害の目安額の3割（210万円）及び申立人の原発事故後の在学期間である平成23年3月から平成25年3月まで中間指針の目安額の12分の1である月額8333円の日常生活阻害慰謝料がそれぞれ賠償されるなどした事例

8の4 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害（中間指針第五次追補第2の3）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針に関する和解事例

【公表番号2035※3】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子2名）のうちの子2名について、避難の過程で計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したことを考慮して、それぞれ、相当線量地域滞在慰謝料5万円の賠償を認めた事例

【公表番号2063※1】 原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら家族及び被相続人（亡祖父。申立人らのうち4名が法定相続分の限度で相続。）のうち、申立人父について、原発事故後、避難先が見つからず、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、原発事故前よりも長い時間にわたり屋外活動を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、申立人祖母及び被相続人について、申立人父と同様に計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として各10万円の賠償が認められるなどした事例

9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針に関する和解事例

ア 避難指示等に伴う逸失利益

(ア) 農林水産業

(イ) 製造業・加工業

(ウ) 販売業

【公表番号2073※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で薬局を営んでいた申立人につき、平成23年4月中に帰還した後、従業員が出勤できなくなつたため申立人の業務負担が増え、顧客層の変化により在庫管理が困難になるなどしたなかで事業を遂行したこと考慮し、原発事故直後の時期から特別の努力の適用を認め、平成23年3月から平成25年12月までの逸失利益として、直接請求手続における算定方法のうち減収率を100%として算定し直した金額の賠償が認められた事例（同期間における直接請求手続での既払金は控除）

(エ) 建設業

(オ) 不動産業

(カ) 医療業

(キ) 観光業

(ク) サービス業

(ケ) その他

イ 避難指示等に伴う追加的費用

(ア) 従業員に係る追加的な経費

(イ) 商品や営業資産の廃棄費用

(ウ) 除染費用等

(エ) 事業拠点の移転費用

(オ) 営業資産の移動・保管費用

(カ) その他追加的費用

ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用

(ア) 避難指示区域（警戒区域及計画的避難区域）

(イ) 緊急時避難準備区域

(ウ) その他避難区域

エ 営業損害

【避難等対象区域内に係る事案】

【避難等対象区域外に係る事案】

オ その他

(ア) 営業損害の終期

(イ) 特別の努力・中間収入の非控除

【避難等対象区域内に係る事案】

【公表番号 2073※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で薬局を営んでいた申立人につき、平成23年4月中に帰還した後、従業員が出勤できなくなったため申立人の業務負担が

増え、顧客層の変化により在庫管理が困難になるなどしたなかで事業を遂行したこと考慮し、原発事故直後の時期から特別の努力の適用を認め、平成23年3月から平成25年12月までの逸失利益として、直接請求手続における算定方法のうち減収率を100%として算定し直した金額の賠償が認められた事例（同期間における直接請求手続での既払金は控除）

【避難等対象区域外に係る事例】

- (ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法
 - a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例
 - b 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合
 - c 営業開始直後・開業準備中であったなどにより事故前の営業実績等がない場合
 - d その他
- (エ) その他（事故前の投下資本の回収不能等）

10 就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）

ア 減収分

【避難等対象区域内に係る事例】

- (ア) 雇用継続

【避難等対象区域内に係る事例】

【避難等対象区域外に係る事例】

- (イ) 解雇その他の離職（未就労）

【避難等対象区域内に係る事例】

【避難等対象区域外に係る事例】

- (ウ) 解雇その他の離職（再就職）

【避難等対象区域内に係る事例】

【避難等対象区域外に係る事例】

イ 追加的費用

ウ その他

(ア) 就労予定者

(イ) 退職金差額

(ウ) 帰還に伴う就労不能

(エ) 特別の努力・中間収入の非控除

【避難指示区域に係る事例】

【緊急時避難準備区域に係る事例】

(オ) その他

11 検査費用（物）（中間指針第3の9）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針等に関する和解事例

12 財物価値の喪失又は減少等（中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2）

(1) 中間指針等の整理

(2) 当該指針等に関する和解事例

ア 管理不能等

(ア) 価値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

(イ) 追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

イ 放射性物質曝露等

(ア) 値値喪失又は減少分

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

(イ) 追加的費用

【避難指示区域に係る事例】

ウ 値値喪失又は減少の予防費用

エ 不動産

(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率

【居住制限区域】

【避難指示解除準備区域】

【特定避難勧奨地点】

【緊急時避難準備区域】

(イ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）

【公表番号 2068※1】 原発事故当時、居住制限区域（浪江町）の自宅兼店舗に居住し建設業を営んでいた申立人が、平成20年頃、自宅兼店舗から1キロメートルほど離れた同区域内の所有地に仕事仲間の職人と共に建築した作業小屋（未登記、非課税）の財物損害について、作業小屋の写真等の資料に加え、建築にかかった日数や上記職人に支払った作業日当等に関する申立人の陳述内容を考慮して、50万円の賠償が認められた事例

【公表番号 2082※2】 申立人長男が所有する帰還困難区域（双葉町）所在の土地のうち、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も雑種地である土地2筆について、整地済みであったこと等を考慮して価値を算定し、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も畠である土地1筆について、原発事故後に宅地見込地であることを前提とした金額で売買されていたこと等を考慮して価値を算定し、それぞれ東京電力が認容した額を上回る額の財物損害の賠償が認められた（なお、東京電力の賠償金の支払にかかわらず財物の所有権は移転しない旨も合意された。）事例

(ウ) 借地権

(エ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）

【公表番号 2053※2、※3】 帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人について、申立人が所有する自宅周辺の立木の財物損害として、立木の種類や所在地を踏まえ統計資料を基に材積や単価を認定するなどして、直接請求手続を上回る損害額の賠償が認められるとともに、墓地の移転に係る費用（墓地使用料、墓石代等。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）等の賠償が認められた事例

(オ) 住居確保損害

【公表番号 2078※3】 帰還困難区域（浪江町）から川俣町に避難した申立人父について、住居確保損害として、平成30年4月分から令和5年6月分までの避難先の賃料等（ただし、福島県から支給された助成金を控除した額）の賠償を認めた事例

(カ) 事業用不動産

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

才 動産

(ア) 家財

【避難指示区域に係る事例】

【公表番号 2060※2】 原発事故当時福島県外の学生寮に居住し、福島県外の大学に通学していた申立人が帰還困難区域（富岡町）所在の実家に残置していた家財の財物損害について、学生寮が相部屋であり、実家から家財をほとんど持ち出していなかったこと等を踏まえ、直接請求手続における家財定型賠償の大人1名あたりの加算額（帰還困難区域）60万円の7割5分である45万円が賠償されるなどした事例

【避難指示区域外に係る事例】

(イ) その他個人用動産

【避難指示区域に係る事例】

【避難指示区域外に係る事例】

(ウ) 事業用動産

【避難指示区域に係る事例】

【公表番号 2045※1】 避難指示解除準備区域の行政区である申立人が管理していたプレハブ倉庫、みこし、はっぴ、テント等の財物損害について、直接請求に関して東京電力が用いている類型的な使用可能年数ではなく、実際の使用年数等を踏まえて認定された使用可能年数を基礎とした減価をして損害額が算定された（ただし、既払金は控除。）事例

【避難指示区域外に係る事例】

【公表番号 2093※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、営んでいた養蜂業の棚卸資産（蜂蜜）に関する損害として20万円の賠償が認められた事例

力 その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）

第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損

害（中間指針第4）

- 1 中間指針等の整理
- 2 当該指針等に関する和解事例

第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）

- 1 中間指針等の整理
- 2 当該指針等に関する和解事例

（1） 営業損害

- ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分
 - イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用
 - ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用
 - エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用
- （2） 就労不能損害
 - （3） 検査費用

第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）

- 1 中間指針等の整理
- 2 当該指針等に関する和解事例

第5 いわゆる風評被害について（中間指針第7）

1 一般的基準（中間指針第7の1）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

2 農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

ア 福島県内

【公表番号2032※1】 自主的避難等対象区域（須賀川市）において稻作農業を営む申立人につき、令和2年分から令和4年分の風評被害による逸失利益として、令和元年に賃貸していた田の一部が返還されて自作に転じた分も加えた作付面積を前提とした販売数量に、原発事故前後の販売価格（原発事故前の基準価格については全国平均価格変動係数により調整したもの）の価格差を乗じる方式で算出した金額（ただし、令和2年分及び令和3年分は直接請求手続での既払金を控除した額）の賠償が認められた事例

【公表番号2080※3】 県南地域（白河市）所在の稻作用の水田において、原発事故以降放射性物質の吸収を抑制するために行なってきた塩化カリウム散布に代わるものとして令和3年3月頃に行った土の入替えに要した費用を支出した申立人父について、入替工事実施の合理性の程度を考慮して上記費用の5割の限度で賠償が認められた事例

イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

3 観光業の風評被害（中間指針第7の3）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

ア 福島県内

イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県

ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県

4 製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

ア 福島県内

イ 福島県外

5 輸出に係る風評被害（中間指針第7の5）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

ア 福島県内

【公表番号2050※1】 北海道で水揚げされたホタテ貝等の海産物を韓国へ輸出している申立人らの平成26年1月から令和4年12月までの水産物の放射線検査費用について、原発事故の影響割合を5割として算出した金額が賠償された事例

イ 福島県外

【公表番号2092※1】 宮城県において海産物の卸売業を営む申立人について、ALPS処理水の海洋放出に伴い、取引先に香港への輸出用として販売する予定だった宮城県産ホタテの販売ができなくなったことにより生じた逸失利益（令和5年8月分から同年10月分まで。ALPS処理水放出前の当該取引先への販売状況及びALPS処理水放出後の販売の蓋然性を考慮して、原発事故の影響割合を7割5分として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例

【公表番号2095※1】 徳島県において、水産物の冷蔵・冷凍保管業を中心としつつ、国内産冷凍魚を中国へ輸出するなどの加工水産物販売業等も営む申立会社による請求（令和5年8月24日に開始されたALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって国内産冷凍魚を中国へ輸出することができなかつたため、損害が発生したとしてその賠償を求めるもの。）について、申立会社全体では減収が生じておらず損害が発生していないとの東京電力の主張を排斥し、申立会社のうち国内産冷凍魚を中国へ輸出する部門における令和5年8月から同年10月までの逸失利益（原発事故の影響割合は10割として算定。）の賠償を認めた事例

6 その他風評被害

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

ア 福島県内

イ 福島県外

第6 いわゆる間接被害（中間指針第8）

- 1 中間指針等の整理
- 2 当該指針等に関する和解事例

【商圏喪失に伴う減収等、連鎖的に生じた損害について相当因果関係が認められた事例】
(補足説明)

第7 放射線被曝による損害（中間指針第9）

- 1 中間指針等の整理
- 2 当該指針に関する和解事例

第8 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1）

- 1 中間指針等の整理
- 2 当該指針に関する和解事例

第9 地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2）

1 中間指針等の整理

2 当該指針等に関する和解事例

(1) 財物損害

(2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害

(3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用

(4) それ以外の損害

ア 測定経費

【公表番号2041※1】 東北地方の地方公共団体である申立人について、平成25年度に生じた、給食食材の放射性物質測定のための検査用食材購入費用、検体の検査手数料等の測定経費が賠償されるなどした事例

イ 機器購入費

ウ 除染費用

【公表番号2041※2】 東北地方の地方公共団体である申立人について、平成24年度及び平成25年度に生じた、マイクロスポット（局所的汚染箇所）除染作業のための消耗品購入費用、業務委託料等の除染経費が賠償されるなどした事例

エ 広告費用

オ 旅費・交通費

カ 人件費

【公表番号2041※3】 東北地方の地方公共団体である申立人について、平成23年度から平成25年度の間に原発事故の対応業務により生じた人件費が賠償されるなどした事例

キ その他損害

第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3、第五次追補第3）

1 中間指針等の整理

2 当該指針等に関する和解事例

(1) 対象区域

(2) 対象者

【公表番号 2037※1、※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）並びに原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成23年3月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）に対し、長男についても他の家族同様に郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかつたことを考慮して賠償対象者と認めた上で、平成23年12月までの移動交通費、宿泊費、住居費、家財道具購入費用、一時帰宅費用の賠償が認められるとともに、同月までの精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2080※2】 平成23年4月からの就職に備え、同年2月中に転出届を提出していたため、原発事故時の住民票上の住所が福島県外にあった申立人長女について、申立人ら提出に係る資料等に基づき、同年3月末まで県南地域（白河市）の住居に滞在していたことを認め、東京電力プレスリリース（令和5年1月31日付け）に基づく自主的避難等に係る損害10万円の賠償が認められた事例

(3) 損害項目

ア 避難及び帰宅に要した移動費用

【公表番号 2036※4、※5】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償され（ただし、既払金は控除。）、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成23年3月から同年12月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例

【公表番号 2037※1、※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）並びに原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成23年3月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）に対し、長男についても他の家族同様に郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかつたことを考慮して賠償対象者と認めた上で、平成23年12月までの移動交通費、宿泊費、住居費、家財道具購入費用、一時帰宅費用の賠償が認められるとともに、同月までの精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号 2042※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人夫婦及び申立人妻の母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用及び生活費増加費用として、避難交通費、宿泊謝礼、引越費用等及び家財道具購入費の賠償が認められる（ただし、既払金は控除。）などした事例

【公表番号 2088※1、※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成23年7月に一旦事故時住所に帰還した後、同年10月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成23年11月から平成24年3月までの避難費用及び生活費増加費用、令和3年4月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用の賠償が認められた事例

イ 生活費増加費用

【公表番号 2036※4、※5】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償され（ただし、既払金は控除。）、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難

した申立人子（成人、長男）についても、平成23年3月から同年12月までの避難費用及び生活費増加費用が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例

【公表番号2037※1、※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）並びに原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成23年3月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）に対し、長男についても他の家族同様に郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかつたことを考慮して賠償対象者と認めた上で、平成23年12月までの移動交通費、宿泊費、住居費、家財道具購入費用、一時帰宅費用の賠償が認められるとともに、同月までの精神的損害の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2042※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人夫婦及び申立人妻の母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用及び生活費増加費用として、避難交通費、宿泊謝礼、引越費用等及び家財道具購入費の賠償が認められる（ただし、既払金は控除。）などした事例

【公表番号2080※1】 県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（申立人祖父、父母及び長女）について、野菜栽培のための畑（白河市所在）周辺の放射線量等を考慮して、平成24年1月から平成25年5月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例（平成23年中の損害は直接請求で賠償済み。）

【公表番号2088※1、※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成23年7月に一旦事故時住所に帰還した後、同年10月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成23年11月から平成24年3月までの避難費用及び生活費増加費用、令和3年4月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用の賠償が認められた事例

ウー1 精神的損害（第五次追補策定前）

ウー2 精神的損害（第五次追補策定以降）

【公表番号2036※1、※2】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成23年3月から同年12月までの精神的損害が賠償され（ただし、既払金は控除。）、申立人子（二男）に対しては、歩行困難等（身体障害者等級2級）の状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償され、申立人妻に対しては、二男を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償され、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成23年3月から同年12月までの精神的損害が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例

【公表番号2037※4】 自主的避難等対象区域（郡山市）に所在するグループホームからグループホームごと避難した被相続人につき、身体障害等級1級及び要介護2の認定を受け、要介護状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として10万円の増額が認められ（平成23年3月から同年12月）、相続人である申立人夫婦に賠償された事例

【公表番号2042※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人妻及びその母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成23年3月から同年12月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態（身体障害者等級1級）で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として30万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人

妻に係る一時金として15万円の増額分がそれぞれ賠償される（ただし、既払金は控除。）などした事例

【公表番号2048※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故当時、申立人夫が指定難病（身体障害等級1級）にり患していたため、避難を実行したかったもののができなかつたという事情を考慮して、申立人夫に対し、平成23年3月から同年12月までの精神的損害（一時金）として5万円が賠償された事例

エ 生命・身体的損害

オ 除染費用

カ 財物損害

キ 就労不能損害

【公表番号2036※3】 自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人に対し、避難に伴い退職を余儀なくされたことを考慮して、平成23年4月から同年9月までの就労不能損害が賠償された事例

ク 避難雑費

ケ その他損害

(4) その他論点

【公表番号2038※5】 避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2043※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかつた申立人の亡父（平成24年5月死去。申立人が相続。）及び申立人について、自主的避難等に係る損害（各20万円）の賠償が認められた事例

【公表番号2046※4】 原発事故時は海外赴任中であり、平成23年6月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず自主的避難等対象区域における避難生活を余儀なくされたことを考慮して、自主的避難等に係る損害につき、合理的な範囲（令和5年1月31日付け東京電力プレスリリースの定める損害額の約9分の7）の賠償が認められた事例

【公表番号2055※3】 原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市にあったが、平日は緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家に居住し、週末のみ須賀川市の自宅で暮らしていた申立人について、申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認めて、自主的避難等に係る損害として中間指針第五次追補の定める目安額20万円から既払金12万円を控除した8万円が賠償された事例

【公表番号2056※1】 原発事故当時地方公共団体が一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住しており、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（父母及び子供2名）のうちの父母に係る自主的避難等に係る損害について、直接請求手続における母に対する既払額を1

2万円とする東京電力の主張を排斥し、中間指針第五次追補の目安額20万円から既払金4万円（平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等）を控除した額の賠償がそれぞれ認められた事例

【公表番号2087※1】緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅に居住していたものの、ペットを自主的避難等対象区域（相馬市）の親族宅に預けて福島県外に避難した申立人妻について、上記避難後も1年以上にわたって定期的に上記自宅及び親族宅への一時立入り（1か月に二、三回立ち入るとともに、上記自宅に1回二、三泊程度滞在した。）を続けていたこと等を考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（20万円）の賠償が認められるなどした事例

【公表番号2088※1、※2】自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成23年7月に一旦事故時住所に帰還した後、同年10月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成23年11月から平成24年3月までの避難費用及び生活費増加費用、令和3年4月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用の賠償が認められた事例

第11 その他

1 除染費用（中間指針第二次追補第4）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

ア 避難等対象区域に係る事例

イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例

【公表番号2041※2】東北地方の地方公共団体である申立人について、平成24年度及び平成25年度に生じた、マイクロスポット（局所的汚染箇所）除染作業のための消耗品購入費用、業務委託料等の除染経費が賠償されるなどした事例

2 弁護士費用

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

3 遅延損害金

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

4 立証方法等（集団案件含む。）

- (1) 中間指針等の整理
- (2) 当該指針等に関する和解事例

【集団的処理がされている案件】

【避難指示等対象区域の住民からの申立て】

【自主的避難等対象区域の住民等、避難指示等対象区域以外の住民からの申立て】